

参照条文（公訴時効関係）

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第250条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年
- 二 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年
- 三 前二号に掲げる罪以外の罪については10年

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑に当たる罪については25年
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については15年
- 三 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については10年
- 四 長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年
- 五 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年
- 六 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については1年

* 強制わいせつ罪，準強制わいせつ罪，監護者わいせつ罪の法定刑は，「6年以上10年以下の懲役」，強制性交等罪，準強制性交等罪，監護者性交等罪の法定刑は，「5年以上の有期懲役」，強制わいせつ等の致死傷罪の法定刑は，「無期又は3年以上の懲役」，強制性交等の致死傷罪の法定刑は，「無期又は6年以上の懲役」である。

第251条 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前条の規定を適用する。

第252条 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第250条の規定を適用する。

第253条 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

② 共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第254条 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

② 共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対し

てその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第255条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

② 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。